

同意書

私は、加須市創業支援補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者の要件を満たしており、補助金の申請に当たり、次の事項の全てに同意します。

- 1 申請書類に虚偽・不正がないこと。
- 2 提出書類の補正、市による聴取等に応じること。
- 3 市が市税の納付状況等について関係機関に照会すること。
- 4 申請書類の送付に要する費用は、申請者の負担となること。

加須市長 様

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

加須市創業支援補助金交付要綱抜粋

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 個人開業し、又は自らが代表を務める法人の設立を行うことをいう。

(2) 新たに創業する者 補助金の交付申請時において、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 創業をしておらず、かつ当該申請をしようとする年度中に創業する者

イ 創業をした日から5年未満である個人事業者又は法人の代表者

ウ 創業をしておらず、かつ当該申請をしようとする年度中に個人事業者からの事業承継により個人開業する者

エ 個人事業者からの事業承継により個人開業を行った日から5年未満である個人事業者

(3) 個人事業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当する個人をいう。

(4) 法人 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する会社

イ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社

(5) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等をいう。

(6) 特定創業支援等事業による講座等 市町村が定める創業支援等事業計画に位置付けられた認定連携創業支援等事業者が実施する、経営・財務・人材育成・販路開拓の4分野の知識が身につく講座等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、新たに創業する者であって、補助金の交付申請時において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 特定創業支援等事業による講座等の支援を受けたことの証明を受けていること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に営業実態のある事業所等を有する者

イ ア以外の者であって、補助金の交付申請をしようとする年度中に市内に営業実態のある事業所等を有する予定である者

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者又は新たに行おうとする者

ウ フランチャイズ契約及びこれに類する契約に基づく事業を営む者又は営もうとする者

エ 政治団体の代表者

オ 宗教上の組織及び団体の代表者

カ 既に補助金の交付を受けている者

キ アからカまでに掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者